

## 宮代町手話言語条例構成案

### 題名 宮代町手話言語条例

#### 1 前文

- ・①手話とは何か、②ろう者と手話とのかかわり、③歴史的なこと、④条例ができた後に宮代が目指すものを端的に伝えていく内容にしていきます。

#### 2 目的（第1条）

- ・条例を制定する目的を定める。

#### 3 基本理念（第2条）

- ・手話への理解の促進、手話の普及に関する基本理念を定める。

#### 4 町の責務（第3条）

#### 5 町民の役割（第4条）

#### 6 事業者の役割（第5条）

#### 7 施策の策定及び推進（第6条）

- ・手話に関する施策、手話を必要とする人、関係者との協議の場を設ける旨を定めます。

#### 8 財政措置（第7条）

- ・手話に関する施策を推進するために必要な財政措置を講じる旨を定めます。

#### 9 附則

- ・施行期日など、条例の主要事項に付随する必要事項を定める。